

笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン (案)



平成25年度

笠間市

笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

目次

第1章 総則	1
1 計画の基本的考え方と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の基本方針	1
4 計画の構成	2
5 計画の対象者の考え方（範囲）	3
第2章 災害時避難行動要支援者情報の把握・収集	4
1 災害時避難行動要支援者情報の把握	4
2 災害時避難行動要支援者情報の収集	4
第3章 災害時避難行動要支援者台帳の作成・管理	5
1 災害時避難行動要支援者台帳の作成	5
2 災害時避難行動要支援者情報の管理	5
第4章 避難支援体制	7
1 支援体制の整備	7
2 市及び関係機関の役割	7
第5章 避難支援プラン個別計画の作成	10
1 避難支援プラン個別計画の作成	10
第6章 情報伝達等	12
1 避難勧告等の発令	12
2 情報伝達手段	13

第7章 安否情報	15
1 安否確認の方法	15

第8章 避難誘導及び避難所における支援	17
1 避難誘導の手段・経路等	17
2 避難所における支援方法	17
3 運営における留意事項	18
4 福祉避難所の確保	18
5 医療機関との連携	19

第9章 災害に強いまちづくりの推進	20
1 災害時避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発	20
2 避難支援訓練の実施	21
3 避難支援資機材の整備	21
4 災害時避難行動要支援者自身の備え	21

<資料>

災害時避難行動要支援者支援を円滑に進めるために	23
-------------------------	----

<様式>

- (参考1) 災害時避難行動要支援者台帳
- (様式1) 個別計画登録者名簿
- (様式2) 個別計画（避難支援・見守り支援票）
- (様式3) 災害時避難行動要支援者台帳管理責任者届
- (様式4) 個別計画登録者名簿管理責任者届

第1章 総則

1 計画の基本的考え方と目的

災害が発生した場合又はその恐れがある場合（以下「災害時」という。）においては、「自分の身は自分で守る」ことが基本となります。日頃から、災害に備え、自分自身や家族の協力で災害から身を守るという「自助」の意識をみんなで持つことが重要です。

しかし、自力で避難することが困難な高齢者等の災害時避難行動要支援者（以下、抜粋等を除き「要支援者」という。）への支援は、隣り近所や行政区等の地域の助け合い、「みんなの地域はみんなで守る」という「共助」の意識を持つことが重要となります。

さらに、「自助」「共助」による家族や地域住民の力だけでは災害から身を守ることが困難な人たちには、行政や介護等の専門技術を持つ者が特別な支援を行う「公助」も必要です。

そのため、本市において災害時の避難にあたり支援が必要となる人を定義し、その情報の収集や共有の方法、また避難支援体制の概要等を定める「笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）」を策定し、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する要支援者の生命・身体を守るため、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置付け

この避難支援プランでは、特に地域福祉推進の重要な役割を担う「共助」と行政が主として行う「公助」の役割を明確にし、笠間市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の「災害時要援護者支援計画」及び昨年度策定した笠間市第2次地域福祉計画の「災害時要援護者への支援」を具体化するものとして作成するものです。

※ 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）が平成25年6月21日に公布、施行されたことにより、本計画では「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」と標記します。

3 計画の基本方針

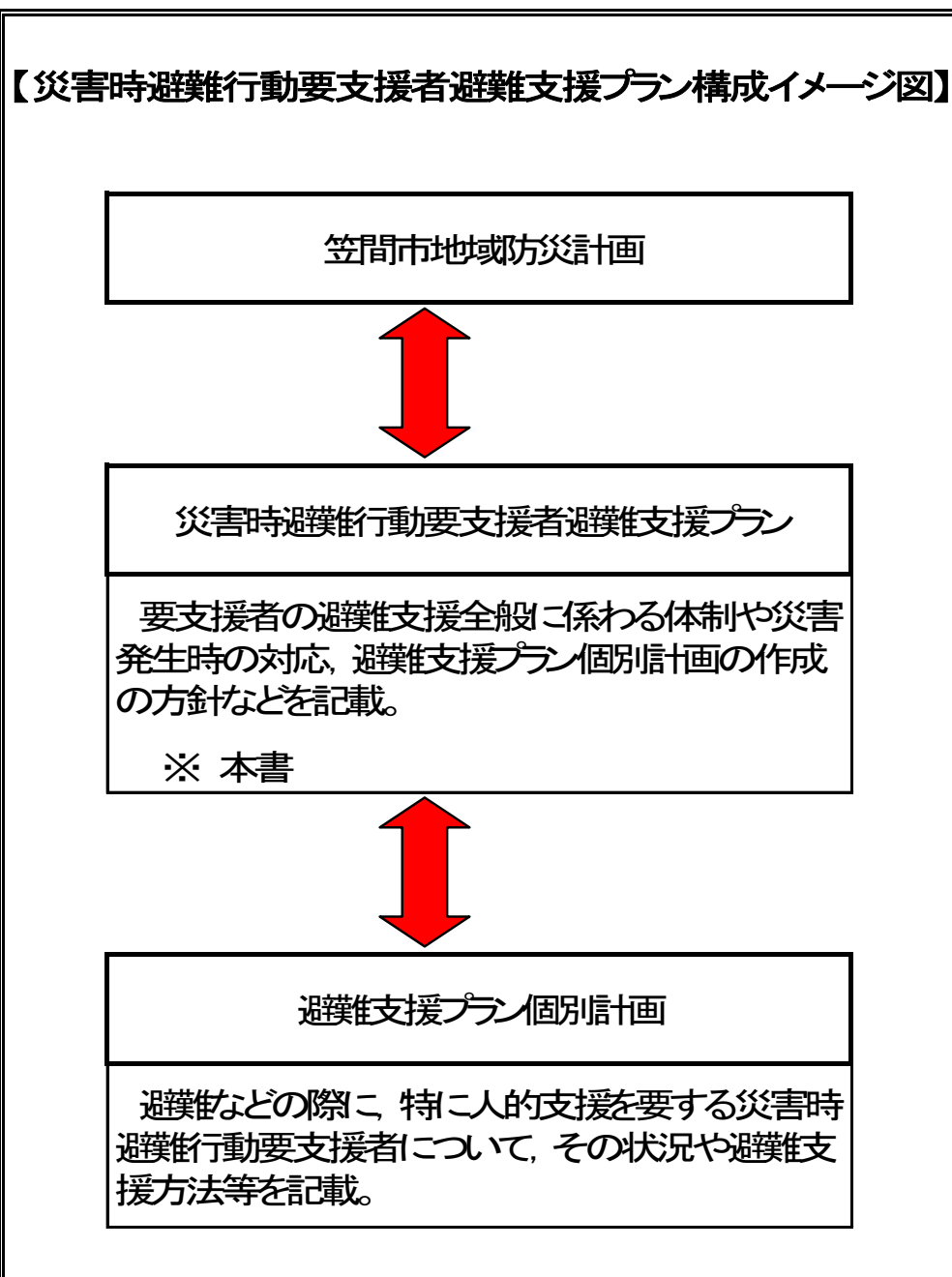
この避難支援プランで想定する災害は、発生頻度の高い台風等の風水害、土砂災害、地震災害とし、その他の災害又は危機事象等においても、この避難支援プランに準じた対応を実施するものです。

4 計画の構成

本計画は、具体的な推進手法等を定めた「避難支援プラン」と要支援者一人ひとりの支援計画を定めた「避難支援プラン個別計画（以下「個別計画」という。）」により構成します。

「避難支援プラン」とは本書のことを指し、ここでは要支援者の避難支援全般に係わる体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定めるものとします。

「個別計画」とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法等を具体的に示したものです。



5 計画の対象者の考え方（範囲）

本計画の対象者は、次に掲げる者のうち在宅の者で、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者としてします。

- 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯（70歳以上）
- 要介護認定者（介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者）
- 障がい者
 - ① 身体障がい者（身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者）
 - ② 知的障がい者（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の知的障がい者（㊤又はA）と判定された者）
 - ③ 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の表の1級に該当する者）
- 難病患者
- 妊産婦及び乳幼児
- 日本語の理解が十分でない外国人

第2章 災害時避難行動要支援者情報の把握・収集

1 災害時避難行動要支援者情報の把握

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、市の各担当部署は平常時より要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう災害時避難行動要支援者台帳（以下「要支援者台帳」という。）を作成、整理します。

なお、これらの情報については、紙ベースや電子媒体での保管を行うことで、発災時に備えることとします。

2 災害時避難行動要支援者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する要支援者情報の収集は、市及び関係機関の協力により行い、要支援者台帳を作成します。

また、避難支援プランをより多くの要支援者に周知し、要支援者台帳の作成及び個別計画の登録を呼びかけるため、市が保有する情報の活用等についても検討を行います。

市は、要支援者台帳を作成するため、笠間市個人情報保護条例第9条第2項の規定に従い、次に掲げる台帳等から要支援者の要件に該当する者の情報を収集します。

- ① 住民基本台帳
- ② 高齢者台帳
- ③ 要介護認定台帳
- ④ 身体障害者更生指導台帳
- ⑤ 療育手帳管理台帳
- ⑥ 精神手帳・精神医療管理台帳
- ⑦ 母子手帳交付台帳

関係機関の協力で行う調査等により要支援者の情報を収集します。

- ① 民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への訪問調査
- ② 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供
- ③ 基幹相談支援センターや相談支援事業者からの情報の提供
- ④ その他必要に応じた情報の提供

第3章 災害時避難行動要支援者台帳の作成・管理

1 災害時避難行動要支援者台帳の作成

(1) 要件区分ごとの災害時避難行動要支援者台帳作成・保管者と災害時の台帳配付先

《災害時避難行動要支援者台帳の作成・保管者及び配付先一覧》

要件区分	台帳作成者及び保管者	災害時の台帳配付先
一人暮らし高齢者及び 高齢者のみの世帯 (70歳以上)	福祉部局 民生委員・児童委員 ※民生委員・児童委員は 台帳作成のみ	民生委員・児童委員 市社会福祉協議会 自主防災組織 行政区 消防団
要介護3以上	福祉部局	
身体障害者障害程度1・2級		
療育手帳制度④又はA		
精神障害1級		
難病患者	保健所, 福祉部局	
妊産婦	保健衛生部局, 福祉部局	
乳幼児		
外国人	市民生活部局, 福祉部局	

(2) 記載事項

要支援者台帳(参考1)に記載する要支援者の情報は、次のとおりです。

- ① 災害時避難行動要支援者の要件区分
- ② 行政区
- ③ 氏名
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日(年齢)
- ⑥ 住所
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画作成の有無
- ⑨ 備考

2 災害時避難行動要支援者情報の管理

(1) 作成, 保管及び使用の制限

台帳作成者は要支援者の要件区分ごとに要支援者台帳を作成して保管します。
この要支援者台帳は、次に掲げる目的以外に使用してはならないものとします。

- ① 災害時避難行動要支援者の把握及び情報の更新
- ② 個別計画登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)への登録勧奨

（２）緊急時の情報提供

要支援者台帳を保有する者は、災害時において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救出活動等を行う者又は支援組織に対して要支援者台帳の情報を提供できるものとします。

（３）情報の管理

要支援者台帳に記載された情報の適正な管理を行うため、以下のような取扱ルールを定めます。

- ① 平常時は要支援者の把握、災害時は避難場所での安否確認とした利用目的を限定する。
- ② 個人情報の保護と適正な管理を行う。
- ③ 守秘義務の再確認を行う。
- ④ 要支援者台帳に関する情報を廃棄するときはシュレッダーにかけるなど、適正な管理を徹底する。
- ⑤ 要支援者台帳配付先の支援組織においては管理責任者を定める。
- ⑥ 管理責任者は、災害時に要支援者台帳を受領する場合、災害時避難行動要支援者台帳管理責任者届（様式３）を市に届出する。
- ⑦ 要支援者台帳の提供は電子データではなく、紙媒体で提供する。
- ⑧ 市は要支援者台帳を提供する際、管理責任者に対して個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての説明を行う。
- ⑨ 目的外使用及び複写等の禁止を明確にする。
- ⑩ 災害時に要支援者台帳を受領した支援組織は、安否確認終了後すみやかに要支援者台帳を市へ返却する。

（４）情報の更新

災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、要支援者台帳を１年に１回、４月１日を基準日とし更新します。

ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努めます。

第4章 避難支援体制

1 支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、この避難支援プランの円滑な運用を図るため、防災担当部局と福祉部局が協力して要支援者の避難支援のための業務を推進するものとします。

このため福祉部局は、平常時には要支援者台帳や個別計画の作成や管理、一般の指定避難所では対応が困難な要支援者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保、人材の育成・啓発・訓練、要支援者自身やその家族からの相談等、災害時は情報の収集や伝達に努め、必要な避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

なお、避難支援体制の構築にあたっては、要支援者自身に対し、支援者による支援は任意の協力により行われるものであり、支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとします。

(2) 地域における避難支援体制の整備

民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団等は、日頃から地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めることとします。

2 市及び支援組織の役割

(1) 市の役割

- ① 災害時避難行動要支援者の把握
- ② 災害時避難行動要支援者台帳と避難支援プラン個別計画の作成・管理
- ③ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤ 一般の指定避難所における災害時避難行動要支援者に配慮した設備の改善
- ⑥ 福祉避難所の確保
- ⑦ 自主防災組織の結成促進、地域防災力強化のための資機材の整備
- ⑧ 災害時避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑨ 災害時避難行動要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ⑩ 避難準備情報等の発表及び伝達
- ⑪ 災害時における要支援者の避難支援
- ⑫ 災害時における要支援者の避難状況の把握及び安否確認
- ⑬ 避難所における要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 民生委員・児童委員の役割

- ① 災害時避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力

(3) 市社会福祉協議会の役割

- ① 災害時避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤ 災害時における要支援者の安否確認への協力
- ⑥ 要支援者への支援を行うボランティアの受入，派遣調整

(4) 自主防災組織・行政区の役割

- ① 災害時避難行動要支援者の把握及び調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難行動の支援

(5) 消防団の役割

- ① 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ② 災害時における避難行動の支援及び救助

(6) 社会福祉施設，福祉サービス事業者等の役割

- ① 災害時避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 施設利用者に対する避難支援計画の作成
- ⑤ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑥ 災害時における要支援者の臨時的受入れ
- ⑦ 災害時における緊急入所，ショートステイへの対応

(7) 医療機関等の役割

- ① 入院者，来院者に対する避難計画の作成
- ② 災害時における医療対応可能状況を把握するための調査への協力
- ③ 災害時における緊急入院への対応
- ④ 災害時における避難者の健康管理への協力

(8) 保健所，児童相談所の役割

- ① 市が行う災害時避難行動要支援者を把握するための調査への協力
- ② 避難支援プラン個別計画作成への働きかけ
- ③ 避難支援プラン個別計画の作成，更新作業への協力
- ④ 災害時における避難誘導及び安否確認への協力
- ⑤ 災害により保護を要する児童等の把握及び措置
- ⑥ 避難所における要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

第5章 避難支援プラン個別計画の作成

1 避難支援プラン個別計画の作成

(1) 避難支援プラン個別計画作成の推進

災害時に要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、各地域において要支援者を災害時に誰が支援して、どこの避難所等に避難されるかなど、支援が必要な一人ひとりについて個別計画を策定していく必要があります。

このため、市は民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区等の協力を得ながら、個別計画の作成を推進します。

(2) 災害時避難行動要支援者の申請・登録

個別計画は、同意方式や手上げ方式に基づいて登録者名簿に登録します。

① 同意方式

市は、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区等と連携し、地域において支援が必要な者を把握し、登録を直接働きかけます。登録に際しては、平常時から民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団及び支援者に個人情報を開示することについて要支援者から同意を得ます。

② 手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、同意方式と同様に個人情報を開示することに同意する者は、個別計画（避難支援・見守り支援票）に必要な事項を記入し、市長に提出（登録）するものとします。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とします。

《避難支援プラン個別計画の作成者及び保管者一覧》

要件区分	登録方法	個別計画登録 働きかけ者	個別計画登録 者名簿作成者	個別計画登録者名 簿保管者
一人暮らし高齢 者及び 高齢者のみ世帯 （70歳以上）	同意方式 手上げ方式	民生委員・児童 委員，市社会福 祉協議会，自主 防災組織，行政 区	福祉部局	福祉部局 民生委員・児童委員 市社会福祉協議会 自主防災組織 行政区 消防団
要介護3以上		福祉部局，介護 支援専門員，相 談支援員		
身体障害者障害 程度1・2級				
療育手帳制度 ㊤又はA				
精神障害1級				
難病患者	手上げ方式	本人申込み		福祉部局
外国人				
その他				

- ※ その他とは、市長が特に認めた者（上記区分のほか、災害時において、避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で、自ら申し出た者）
- ※ 妊産婦については、適切に見守る必要はあるが、一般的に自ら避難することが可能であることから、個別計画では検討項目にしないものとします。
- ※ 乳幼児については、適切に見守る必要はあるが、基本的に保護者が避難・誘導を行うため、個別計画では検討項目にしないものとします。

（３）記載事項

登録者名簿に記載する要支援者の情報は、様式１のとおりとします。

個別計画に記載する要支援者の情報は、様式２のとおりとします。

（４）避難支援プラン個別計画の管理

登録者名簿に記載された情報の適正な管理を行うため、以下の取扱ルールを定めます。

- ① 平常時は要支援者の把握と見守り、災害時は安否確認及び避難場所への避難誘導を行うことを利用目的とする。
- ② 個人情報の保護と適正な管理を行う。
- ③ 登録者名簿の提供は電子データではなく、紙媒体で提供する。
- ④ 登録者名簿に関する情報等を廃棄するときはシュレッダーにかけるなど、適正な管理を徹底する。
- ⑤ 登録者名簿の管理について、保管者となる支援組織においては管理責任者を定め、施錠可能な金庫等に保管する。
- ⑥ 登録者名簿の提供を求める場合、管理責任者は個別計画登録者名簿管理責任者届（様式４）を市に届出する。
- ⑦ 市は、管理責任者や支援者に対し、個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての説明を行う。
- ⑧ 目的外使用及び複写等の禁止を明確にする。
- ⑨ 登録者名簿の更新は１年に１回、４月１日を基準日とし実施するが、その際、旧名簿は市に返却する。

（５）避難支援プラン個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれています。このため、個人情報の保護に十分に留意することとします。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、常に最新の情報となるよう更新に努めます。具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新します。

第6章 情報伝達等

1 避難勧告等の発令

市は、災害時において、要支援者が避難行動を開始するための情報、又は支援者が要支援者への支援を開始するための情報として状況に応じ、避難準備情報、避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発表又は発令します。

避難準備情報等の発表又は発令は、地域防災計画に基づき、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して行います。

なお、避難途中での二次災害の防止にも配慮して、早期の発表又は発令を基本とします。

《避難準備情報等の発表又は発令の要件》

区分	発令時の状況	住民に求める行動
自主避難所の開設	①避難勧告までには至らないと判断するものの、被害状況により、住民の不安を解消するために必要と判断する場合 ②拠点避難所を自主避難所として開設し、職員を派遣 ③自主避難所を開設した旨を対象行政区長へ連絡	①必要に応じ、自主的に拠点避難所へ避難 ②自主避難の際、必要な食糧、飲物、日用品等を持参 ③要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、できるだけ早期に自主避難
避難準備（要支援者避難）情報	①要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

2 情報伝達手段

(1) 情報伝達体制の整備

① 市

災害時の情報等については、市は次表のように多様な手段を講じて伝達することとしています。

《情報伝達手段の一覧》

情報伝達手段	音 声	文 字
防災行政無線による放送	○	
広報車両による広報	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
携帯メールサービスによる配信		○
市ホームページへの掲載		○
臨時広報紙の発行		○

要支援者への避難準備情報等や災害関連情報の伝達は上記により行うが、避難に時間を要する場合があることや視覚障害者・聴覚障害者に対応する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要があります。また、要支援者自身のみならず、その家族や支援者に対しても広く周知を図る必要があります。

このため、市が中心となり、自主防災組織や行政区、外国人等の関係機関・団体のネットワークを活用し、要支援者や支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備するものとします。また、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮します。

② 支援者及び支援組織

支援者及び支援組織は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を取得するため、上記「情報伝達手段」による情報収集体制を整備するとともに電話連絡網等による情報伝達体制の整備を図ります。

（２）情報伝達体制の実施

① 市

市は、避難準備情報等や災害関連情報を発表又は発令し、及び避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行います。

市が作成している防災マップや洪水ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布，転入者への窓口での配布，市ホームページへの掲載等を行います。

また、各種マップを用いて災害時避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所，施設への情報伝達方法，避難経路等を平常時から確認するよう，説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに，特に要支援者を支援する人などの理解を進め，地域防災に関する意識の向上を図ります。

② 支援者及び支援組織

情報伝達を行う支援者及び支援組織は，市や防災関係機関が発表する災害情報を入手し，又は伝達を受けたときは，直ちに自らが担当する要支援者自身及びその家族への連絡を試み，災害の状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧めます。

また，避難準備情報等が発表又は発令された場合は，速やかな避難を促すものとします。

なお，要支援者が避難所等へ避難した際，支援者は避難所の責任者へ要支援者の引き継ぎを行うものとします。

第7章 安否情報

1 安否確認の方法

(1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、支援者、支援組織は、協力して迅速かつ的確に要支援者の安否確認を行います。

① 市

福祉部局は、要支援者の安否の確認・照会に一元的に対応するため、安否確認情報窓口を開設して支援者や支援組織による安否情報及び避難情報を集約するとともに、要支援者台帳を活用し、安否未確認者名簿を作成します。この場合において、安否未確認者があるときは、警察署、消防署に安否確認を要請します。さらに、安否未確認者の中に、身体・生命に影響するような被害が予想される者があるときは、防災担当部局は警察署、消防署、消防団等と救出活動の体制を整備するものとします。

② 支援者及び支援組織

支援者は、常に担当する要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備します。

支援組織は、関係する要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努めます。

民生委員・児童委員、自主防災組織、行政区等は、日頃の地域活動を通じて要支援者の所在や避難先となりうる場所等を把握し、地域における情報の集約を図り、市の安否確認情報窓口 zu 情報を円滑に提供できる体制を整備します。

地域包括支援センターと居宅介護支援事業者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が直接関与する在宅の介護サービス利用者の安否について確認し、その情報を集約して福祉部局の安否確認情報窓口 zu 提供する体制を整備します。

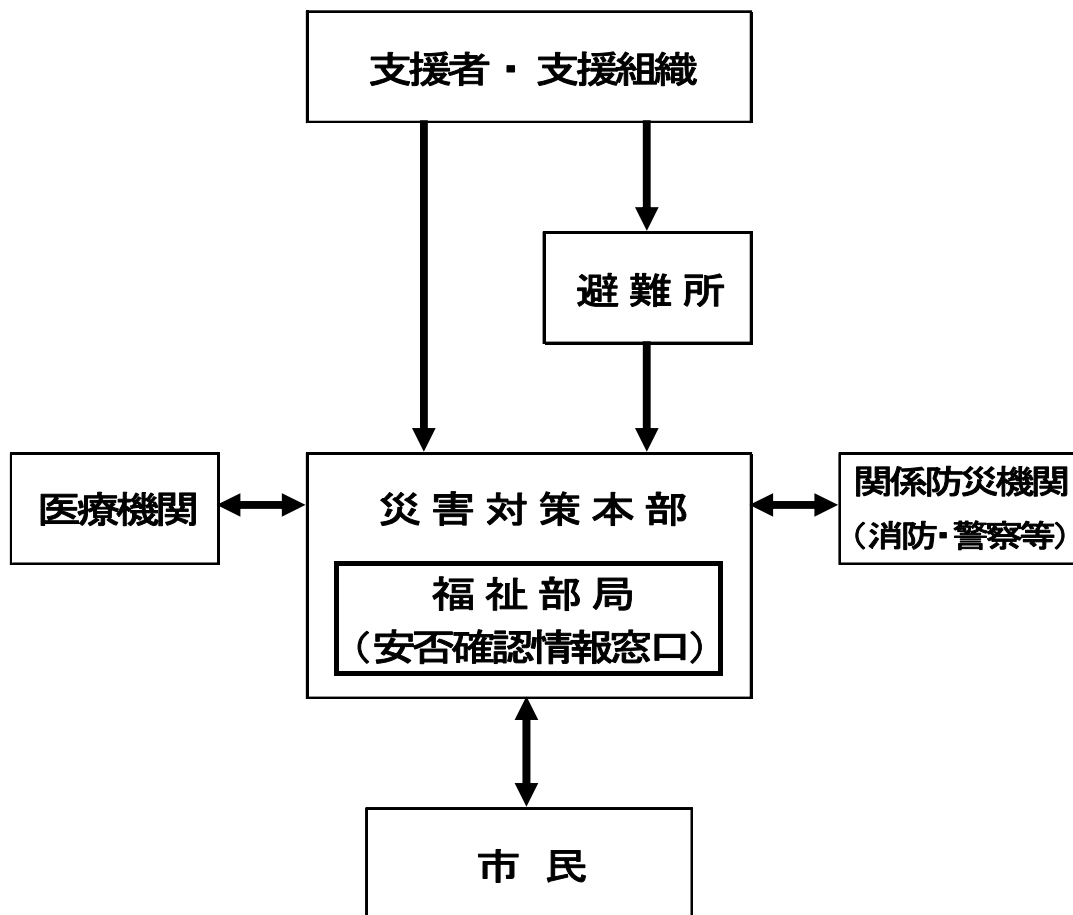
基幹相談支援センターと相談支援事業者は、相談支援員が直接関与する在宅の障害福祉サービス利用者の安否について確認し、その情報を集約して福祉部局の安否確認情報窓口 zu 提供する体制を整備します。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、より正確な情報を収集するため、要支援者との面会や電話連絡などの直接的な方法によるものとし、支援者及び支援組織の連絡網等を最大限活用するなどして迅速に行うものとします。

また、支援者及び支援組織は、要支援者が消息不明の場合、市の安否確認情報窓口 zu 連絡します。

＜安否情報の伝達系統図＞



第8章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害が発生し、又は発生する恐れがあるため、避難準備情報等を発令した場合、市は防災行政無線や広報車を使って住民へ周知します。

特に人的支援を要する要支援者については、個別計画に基づいて、支援者や支援組織等が連携して避難誘導を行い、それ以外の要支援者については、近隣同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とします。なお、要支援者に家族が同居している場合は、家族が要支援者を避難させることを原則とします。そのため、平常時から、関係団体等の役割分担を明確にし、連携して対応します。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに複数の避難経路を歩くなど、事前に確認しておくことが必要です。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス（立体交差で掘り下げ式になっている下の道路）などの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2 避難所における支援方法

（1）避難所の開設

市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えます。

また、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図ります。

（2）避難所の環境整備

要支援者は、日常的に介護・支援等が必要な場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護等が必要となるケースが発生することが予想されます。とりわけ避難所生活が長期化する場合には、要支援者に対して日常的な介護・支援等が必要となります。

市は、地域防災計画で指定する避難所について、要支援者の利用にも配慮して仮設設備等を用いて次のような環境整備に努めます。

- ① 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ② トイレに近い場所への要支援者エリアの確保
- ③ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ④ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑤ 車いす、簡易ベッド、障がい者対応型仮設トイレ等の配置
- ⑥ 知的障がい者や精神障がい者のための別室の確保
- ⑦ 成人向けのおむつ交換場所の確保
- ⑧ 補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保

3 運営における留意事項

(1) 避難所生活での配慮

① 救援物資の供給に関する配慮

市及び自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要支援者に配慮するものとし、食料や救援物資等の配布について要支援者に対しても平等に配分がなされるよう配慮します。

② 情報提供での配慮

避難者への情報提供は、音声だけでなく聴覚障がい者にも配慮して必ず掲示も併用します。

(2) 心身の健康管理

① 医療関係者による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障害の重度化や合併症の予防に努めます。

また、ライフラインが停止している状況で、自宅で生活をおくる被災者に対しても巡回による医療ケアの実施に努めます。

② こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する避難所生活のなかでのストレスの蓄積による精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要支援者への理解と交流を行います。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努めます。

(3) 災害時避難行動要支援者のニーズの把握

市は、避難所に避難している要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めます。

4 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の必要性

一般の指定避難所は、階段や段差があったり、障がい者対応型のトイレがないなど、必ずしも要支援者の利用に配慮した構造とはなっていないことや、介助が必要な者にとっては困難な生活を強いられることが考えられます。このため、福祉部局は、福祉避難所を確保するものとします。

（２）福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要支援者のうち、一般の指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者としします。

なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとしします。

（３）福祉避難所となる施設

福祉部局は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとしします。

利用可能な施設とは、災害危険区域等でない次に掲げる施設としします。

- ① 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ② デイサービスセンター等の通所施設
- ③ 障がい者支援施設（入所型、通所型）
- ④ 介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

（４）福祉避難所の指定と利用

福祉部局は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定しします。この場合、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとしします。

また、福祉部局は、指定した福祉避難所を利用しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとしします。

なお、福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとしします。

（５）災害時避難行動要支援者のニーズの把握

市は、福祉避難所に避難している要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めます。

５ 医療機関との連携

避難者の中には、内部障がいや難病を抱えている者もいると考えられますが、こうした者は、一見、内部障がい者や難病患者であることがわからないために対応が遅れてしまうほか、一定の医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合もあります。

このため、市は、要支援者の症状が急変等した場合に備え、速やかに医療機関へ移送できるよう、消防署及び医療機関との連携を図ります。

また、医師会を中心に避難者の健康管理に努めるとともに、医療機関は災害時の診療体制の整備及び受入患者の情報の一元化を図るなど、災害時の医療体制を整備しします。

第9章 災害に強いまちづくりの推進

1 災害時避難行動要支援者支援に関する防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、災害に関する基礎知識とあわせて要支援者の特性や配慮すべき事項を示したリーフレットや広報紙、ホームページ等を作成し周知するなど、住民に対して災害時における要支援者の避難支援に関する知識の普及を図るとともに、防災講演会や研修会等の開催に際し、要支援者や支援者の参加を促進することで防災意識の高揚を図るものとします。

(2) 洪水・土砂・地震ハザードマップ等の整備・活用

① ハザードマップの作成・周知

○洪水ハザードマップ

市は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき浸水の危険性の事前周知を図るとともに防災意識の高揚を図るため、浸水想定区域や避難所を明示した洪水ハザードマップを作成しています。

また、洪水避難区域の周知を図るため、全世帯への直接配布や市公式ホームページでの公表等を行っています。

○土砂災害ハザードマップ

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等の災害危険箇所について、避難所等の情報と合わせて掲載した土砂災害ハザードマップを作成しています。

また、土砂災害ハザードマップの周知を図るため、対象地域世帯への直接配付を行っています。

○地震ハザードマップ

市は、地震が発生した場合に考えられる各地域の震度（ゆれやすさマップ）、地域ごとの建物被害の危険性（地域の危険度マップ）を明示した地震ハザードマップを作成しています。

また、地震ハザードマップの周知を図るため、全世帯への直接配布や市公式ホームページでの公表等を行っています。

② ハザードマップの活用

支援組織は、市が作成したハザードマップについて、自らの活動及び要支援者の支援のために活用するものとし、市は、その活動を支援し協力するものとします。

また、民生委員・児童委員、自主防災組織、行政区等は、それぞれの地区又は担当区域ごとに日頃の見守りや支援の対象となる要支援者をハザードマップ上で確認するとともに、特に注意を配るべき区域に居住する要支援者の把握に努め、災害時における迅速な避難行動に繋がります。

（３）緊急通報システムの普及

市は、在宅の一人暮らし高齢者及び一人暮らしで外出困難な重度身体障がい者等を対象に、日常生活上の安全と精神的な不安を解消するために運用している緊急通報システムの整備・拡充に努めます。

緊急通報システムは、次に掲げる活動が行われるものです。

- ① 通報者に対する容体の確認
- ② 消防本部、医療機関への救援要請
- ③ その他の必要な活動

２ 避難支援訓練の実施

市は、要支援者の支援に関する防災意識の高揚を図るため、防災訓練に要支援者の特性を考慮した内容を盛り込むとともに、支援組織と協力、連携してより実践的な避難支援訓練の実施に努めます。

３ 避難支援資機材の整備

自主防災組織は、地域における防災力向上と避難体制の整備を推進する中で、要支援者の避難支援を常に念頭におき防災資機材の整備に努めます。

防災担当部局は、地域における資機材の整備を支援します。

４ 災害時避難行動要支援者自身の備え

（１）災害時避難行動要支援者自身の心構え

災害時には、要支援者自身も支援者の救出を待つだけではなく、基本的には「自分の身は自分で守る」という心構えが必要です。このため、要支援者自身も日頃から積極的に周囲と協調し、災害時の備えに努めましょう。

（２）隣近所や支援組織等との交流

要支援者は、最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー等を把握し、連絡方法を準備しましょう。

また、災害時には近隣住民同士の助け合いの『共助』が大切です。そのため、「向こう三軒両隣」と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくりましょう。

（３）支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを的確に伝え、理解して貰う必要があります。例えば、常に薬を服用しておく必要がある者は、服薬情報やかかりつけ医療機関、緊急連絡先等を記した「救急医療情報キット」や市社会福祉協議会が配付している「安心箱」を活用し、自分の身を守るために必要な情報を確実に支援者に提供できるようにしておきましょう。

（４）避難経路及び避難所の確認

要支援者は、日頃から、自宅から避難所までの複数の経路を一人で又は支援者とともに歩いて確認し、注意すべき場所や目印となる物を知っておくようにしましょう。

なお、障害物や危険箇所等、改善の必要がある物があれば、市や施設管理者などに連絡することも重要です。

（５）早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起すことのできる要支援者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、又は普段から利用している短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努めましょう。

そのため、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要です。

（６）非常持出品などの準備

日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておくことが重要です。また、自身の健康状態、状況に応じた必需品を非常持出袋等に入れておくなど支援者に伝えやすくしておくことが迅速な避難を実施するために必要です。

＜資 料＞

災害時避難行動要支援者支援を円滑に進めるために

1 地域みなさんに期待すること

① 積極的なあいさつをしましょう

当たり前のことですが、なかなかできないのではないのでしょうか。また、できなくなっているのではないのでしょうか。この当たり前のことを実践しましょう。

あいさつは、人付き合いの基本であり、あいさつなしで人間関係を築くことはできないと考えています。

② 近所の人のことを知しましょう

ご近所であっても、会う機会が少なくなり、あいさつもしなくなっているのではないのでしょうか。あいさつをきっかけとして、相手のことを知る努力をしてみましょう。

このことで、お互いを知り合うことが大切になります。

③ 地域の行事に積極的に参加しましょう

近所同士の付き合いができてきたら、次は、地域等の祭りや清掃、防災訓練などの行事に参加し、さらに友人を増やしましょう。自ら時間を調整し、少し我慢してでも、積極的に参加するように努力しましょう。

また、行事を企画するときは、だれもが参加しやすいイベントづくりを心がける必要があります。企画内容によっては、参加者に大きな差が生じますので、気軽に楽しく参加できる行事になるよう心がけましょう。

④ だれかのためにできることを考えましょう

地域における人の輪を広げることと同時に、自分は人のために何ができるのか考えてみましょう。そして、できることから実践してみましょう。

ただし、無理をせず、また、深入りをすることなく、押し売りをすることがないように注意しましょう。

基本は、近所の人のために何ができるかを考えることです。

⑤ 積極的に行動しましょう

日頃からの付き合いがなければ、災害時だからと言って声をかけることもできないと考えられます。簡単なことでも考えているだけでは何も進みません。積極的に行動してみましょう。

一人でできないことは、近所の方や友人と協力して実践してみましょう。

⑥ 災害時避難行動要支援者との壁は作らないようにしましょう

災害時避難行動要支援者は、身近にいます。情報の共有により、自ら避難できない方への配慮に心がけましょう。ただし、日常生活において必要以上に特別扱いすることは、かえって壁を作ってしまうことにもなりますので留意しましょう。

2 災害時避難行動要支援者のみなさんにお願いすること

① 自分の存在を知ってもらうように努力しましょう

災害時において支援を求める場合は、自分の存在を地域の人に知ってもらうことが大切になります。多くの災害で被害にあった理由には、迅速な避難行動ができなかったことが理由の一つに挙げられます。地域の人に積極的にあいさつをするなどして、自分自身の存在を知ってもらいましょう。

② 普段から近所の人と仲良くなる努力をしましょう

知らない人に、自分の力を貸そうとする人は少ないと考えられます。あいさつから始まり、知りあい、そして友人になれば、助けを必要とするときには手を貸してくれると考えます。自分から積極的に地域の輪に飛び込んでみてください。

③ 過度の要求はしないようにしましょう

災害時は、だれもが避難者であり、被災者です。その中で、善意で支援を行ってくれていることを認識しましょう。

支援を受けることへの感謝の気持ちが必要になります。

(参考 1)

災害時避難行動要支援者台帳

要件区分 ()

[illegible]

(様式1)

個別計画登録者名簿

要件区分 ()

行政区	氏 名	性 別	生年月日 (年齢)	住 所	電話番号		連絡先				備考
							氏名	続柄	住所	電話番号	
			M・T・S・H 年 月 日 (歳)		固定		緊急				
							支援				
					携帯		支援				
			M・T・S・H 年 月 日 (歳)		固定		緊急				
							支援				
					携帯		支援				
			M・T・S・H 年 月 日 (歳)		固定		緊急				
							支援				
					携帯		支援				
			M・T・S・H 年 月 日 (歳)		固定		緊急				
							支援				
					携帯		支援				

※この名簿は、要支援者のうち「個別計画（避難支援・見守り支援票）」により、個人情報の提供に同意した方です。

(様式2)

個別計画（避難支援・見守り支援票）



笠間市長 様

私は、笠間市災害時要援護者避難支援プランの趣旨に基づき、同制度への登録を希望します。

また、この個人情報、災害時における避難支援とそれに伴う平常時からの見守りのため市、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団及び関係機関の支援を受けるため、個別計画登録者名簿に登録されること及び支援者（見守り者）が共有・活用することを承諾します。

(同意・署名欄) 平成 年 月 日

☐	同意する（口頭含む）
☐	同意しない

氏 名 _____

作成年月日	平成 年 月 日	作成者	
フリガナ 対象者氏名		男・女	生年月日
対象者住所	笠間市 行政区 ()	電話番号	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳) 固定 () 携帯 () メール
登録要件 該当箇所を ○で囲む	1. 一人暮らし高齢者世帯 2. 高齢者のみ世帯 3. 要介護認定者 (3 ・ 4 ・ 5) 4. 障がい者 (身体障害 1 ・ 2 級、 知的障害 ㊤ ・ A、 精神障害 1 級) 5. 難病患者 6. 日本語の理解が十分でない外国人 (国籍) 7. その他 ()		
世 帯 構 成	氏 名	年齢	続柄
①			
②			
③			
④			
支 援 者	氏 名	住 所	連絡先
地区民生委員			
支 援 者			
支 援 者			
受けたい支援 を○で囲む	避難情報を伝えてほしい	避難する時に介助してほしい	避難所（場所）まで誘導してほしい
※緊急連絡先	氏 名	続柄	住 所（電話番号）
順 位 (協力者)	①		
	②		
緊急避難場所			

支援が必要となる申請者の状態【○を付けてください】				
※ 差しつかえの無い範囲で記入してください。				
1. 一人で歩くのが困難	2. 歩いて移動ができない	3. 耳が不自由		
4. 目が不自由	5. 状況を理解しにくい	6. 座った姿勢が取れない		
7. 医療器材を使用している	8. 特殊な治療薬剤を常用している	9. 持続的な医療行為が必要		
10. 常に介護が必要(家族、家族外)				
11. 支援者となる方に知っておいてほしいことがありましたらご記入ください。				
避難情報の 伝達方法	自宅訪問		電話連絡	その他
避難誘導方法	介添え	車椅子	担架	その他
かかりつけ 病院等	(病院名) (病 名)			

在宅ケアチーム	※ 支援者欄と同じ場合は記載不要		
	氏 名	住 所	連絡先
地区民生委員			
近隣見守り者			
近隣見守り者			
ケアマネージャー			

救急医療情報キット・安心箱の配付状況【○を付けてください】	
救急医療情報キット	安心箱

※ この個別計画に関する情報は、災害時に地域の支援により災害時避難行動要支援者の生命等の安全と平常時からの見守り活動を図るためのものであり、それ以外の用途への使用、他への情報を流すことは禁止します。

※ 支援者は、いざというときの安否確認、避難の手助けをお願いします。

ただし、できる範囲での支援であり、責任を伴うものではありません。

(様式3)

災害時避難行動要支援者台帳管理責任者届

年 月 日

笠間市長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランにおける、当団体に関係のある災害時避難行動要支援者台帳の管理責任者を次のとおり定めましたので、届け出ます。

氏名 _____

住所 _____

役職など _____

(様式4)

個別計画登録者名簿管理責任者届

年 月 日

笠間市長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランにおける、当団体に関係のある災害時避難行動要支援者台帳の管理責任者を次のとおり定めました（変更がありました）ので、届け出ます。

氏名 _____

住所 _____

役職など _____

加支